

<行動計画>

GACは2005年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、社員が仕事と子育てを両立させる事ができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにする為、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2011年4月1日～2013年3月31日までの2年間

2. 内 容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上および更なる周知徹底
男性社員・・・ 計画期間中に1人以上取得すること
女性社員・・・ 取得率80%以上にする事

<対策>

- ①社内報や通知による、男性も育児休業を取得できることの周知
- ②育児休業の取得希望者および配偶者への取得フォロー

目標2：平成24年3月までに、年次有給休暇の更なる取得向上の為、リフレッシュ休暇として一人当たり平均4日以上休暇を取得する。

<対策>

- ①計画的な取得に向けた社内報での周知（年2回）
- ②取得状況のとりまとめなどによる取得促進の為のフォロー（四半期ごと）

目標3：次世代を担う若年者に対するインターンシップ受入体制を整え、平成26年3月31日までに実施する。

<対策>

- ①インターンシップ受入可能部署の把握
- ②関係機関との連携
- ③HPや社内報を利用した情報展開

<メッセージ>

当社では、働く人の安心・社会からの信頼向上を目標に掲げ、次世代法に基づく認定に向け活動してきました。

社員が仕事と子育てを両立することができ、会社全体が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できる会社作りを目指しています。

今後も2回目の取得を目指し、仕事と生活の調和を推進するための施策を展開していきます。